

皇帝による教皇廃位と教皇による皇帝破門：叙任権 闘争前期における法的論争

酒井，幹央
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/7343131>

出版情報：学生法政論集. 19, pp.69-84, 2025-03-25. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



皇帝による教皇廃位と教皇による皇帝破門： 叙任権闘争前期における法的論争

酒 井 幹 央

〈目 次〉

はじめに

第1章 廃位と破門の応酬

第2章 叙任権闘争以前の廃位と破門

第3章 論争文書 (Libelli de lite) における論争

結論

はじめに

11世紀中ごろのヨーロッパで、神聖ローマ皇帝とローマ教皇の対立が発生した。所謂「叙任権闘争」の始まりである。闘争初期、ときの神聖ローマ皇帝ハインリヒ4世とローマ教皇グレゴリウス7世は、聖職売買や司祭蓄妾といった不道徳が横行していた教会の改革の主導権をめぐる意見が異にし、やがて政治的対立に至ることとなった。ここにおいて、皇帝と教皇の間で廃位と破門の応酬が発生した。ハインリヒ4世は1076年1月、ヴォルムスで教会会議を開催し、教皇の廃位を決定した。これに対し、グレゴリウス7世は同年2月、ローマにおける四旬節公会議で、王の破門を宣言したのである。王のキリスト教社会における法的地位を動揺させ、ドイツ諸侯の離反を招いた破門宣言の影響はハインリヒ4世にとっても無視できるものではなく、彼は破門解除を求めるためカノッサに赴くこととなった。「カノッサの屈辱」である。

この事件に関係していたのは皇帝と教皇だけではない。帝国諸侯や各地の司教が、利害関係や思想をもとにいずれかの支持者となり、複雑な対立構造を形成したのである。彼らのなかには当時の教会法や世俗法を参照・引用した文書を著し、敵対者を論難する者もいた。彼らによる一連の文書は両者の協約まで作られ続け、後に“Libelli de lite”（「論争に関する文書群」の意。以下「論争文書」と訳する。）と呼ばれるようになる。

叙任権闘争に関する研究は国内外で数多く行われている。闘争全体を捉え、総合的な研究を行った者として、グレゴリウス7世の倫理的改革者としての側面に重点を置いたフリシュ¹や、闘争をテオクラシーの枠組みの端緒と捉えるパコー²、また日本においては、教

¹ A・フリシュ（野口洋二訳）『叙任権闘争』（創文社、1972年）80頁。

皇書簡を始めとする基本的史料と諸研究の成果に基づき、グレゴリウス7世を中心とした改革思想や改革の諸問題を研究した野口洋二³などがある。彼らの多くは一連の事件を、グレゴリウス7世による教皇を中心とする教会改革が、皇帝による既存の教会支配を護持しようとしたハインリヒ4世の思惑と対立したことで発生した衝突であるという見方を取っている。このような見方の中で、改革の諸理念や教皇による破門の性質、聖俗両権の対立図式などが明らかにされてきた。一方で、改革に反対する立場となった神聖ローマ皇帝についての記述は教皇のそれに比べて控えめなものとなっている。それに伴い、皇帝による教皇廃位という個別事象や、それと教皇による皇帝破門との法的関係性についての検討はほとんどなされていない。

翻って、論争文書に関しては、11世紀後半から12世紀初頭の実践におけるカノン法の利用状況や、12世紀に起こる法学校復興以前の法的論争の様子を示す重要な史料であるにもかかわらず、叙任権闘争期についての研究の中でもほとんど注視されてこなかったことが、クッシングによって指摘されている⁴。近年はメルヴェ⁵やクッシング⁶、ロルカー⁷など、論争文書全体の性格やグレゴリウス7世を支持した者の著作に焦点を当てた研究を行っている者も見受けられるが、これらの文書が皇帝による教皇廃位と教皇による皇帝破門をどのように捉えていたかということについては、未だ十分に検討されていない。

この状況を踏まえて、本論文では、論争文書の内容を検討することで、皇帝による教皇廃位と教皇による皇帝破門がどのような行為として捉えられていたのか、そしてこれらの行為はどのような法的根拠から正当化されていたのかについて明らかにすることを課題とする。それにあたり、グレゴリウス7世が教皇位にあった、闘争前期に著された論争文書を取り扱う。これは野口が示すように、叙任権闘争前期の争点が叙任権ではなく「両者が相互に下した破門や廃位の正当性にあった」⁸ためである。これまで重きを置かれてこなかった視点から論争文書を見ることで、叙任権闘争前期に議論されていた問題や、それらから分析できる闘争の様相を提示したい。

² M・パコー（坂口昂吉、鷲見誠一訳）『テオクラシー』（創文社、1985年）75頁。

³ 野口洋二『グレゴリウス改革の研究』（創文社、1978年）19頁。

⁴ Kathleen Cushing, *Law and Disputation in Eleventh Century Libelli de lite*, in: Melodie H. Eichbauer/Danica Summerlin (eds.), *The Use of Canon Law in Ecclesiastical Administration, 1000-1234*, Leiden 2019.

⁵ Leidulf Melve, *Investing the Public Sphere: The Public Debate During the Investiture Contest c.1030-1022*, 2 vols, Leiden 2007.

⁶ Cushing (supra n. 4), p.185-194

⁷ Christof Rolker, *Canon Law in the Age of Reforms (c.1000 to c.1150)*, Washington, D. C. 2023, p. 186-286.

⁸ 野口（前掲注3）248-251頁。ハインリヒ4世とグレゴリウス7世が互いに送りあった書簡の内容からこのことを指摘している。またこれ以降、叙任権闘争の前・後期の区分は、グレゴリウス7世の逝去を画期とする野口の区分によることとする。

上記課題解決のため、本論文では以下の構成を取る。第1章では、ハインリヒ4世とグレゴリウス7世の対立の概要を時系列に沿って整理し前提を確認し、その中から本論文で取り扱う問題となる要素を抽出する。第2章では、叙任権闘争以前に起こった廃位と破門を挙げるとともに、その期間に形成された廃位や破門に関する法規について触れ、叙任権闘争や論争の背景を描く。第3章では、叙任権闘争前期に著された論争文書4件に着目し、これらで皇帝による教皇廃位や教皇による皇帝破門がどう捉えられていたのか、その法的根拠は何にあったのかについて検討するとともに、その記述をもとに、叙任権闘争前期に発生した皇帝と教皇の対立事件を捉えなおす。そしてこれらを踏まえ、論争文書を通し新たな視点から見た叙任権闘争前期の様相について、おわりに結論を述べる。

第1章 廃位と破門の応酬

(1) 叙任権闘争前期の概要

論争文書の検討に至る前に、叙任権闘争前期、すなわちハインリヒ4世とグレゴリウス7世の対立からグレゴリウス7世の死まで（西暦にして1075年から1085年）の経過を概観する。

1075年の夏まで、皇帝と教皇の関係は良好だった。それ以前、皇帝と教皇は、教会内に横行していた2つの問題を、各々の職権によって解決しようとしていた。2つの問題とは、聖職売買と司祭蓄妾である。封建君主による支配領域の中では、聖職が度々宗教的情熱のない者の手に渡り、その結果教会においては認められないこれらの行為が横行し、聖職者の俗人に対する感化を難しいものにしていたのである⁹。これに対し、皇帝は自身が優れた司教を叙任することで教会内の道徳を取り戻すという手法を望んだ。一方で教皇は、俗人による教会への介入を制限することで、道徳的腐敗の根本原因を排除しようと画策していた。ただし、このような異なる思惑のもとにおいても、二者の間に直ちに不和が発生していたわけではない。ハインリヒ4世はグレゴリウス7世への協力を惜しまなかったし、グレゴリウス7世もまたハインリヒ4世による支援に感謝を述べているのである。また皇帝は同時期に、和解に向けた秘密裏の交渉を行うため、近々使者を送る旨を教皇に伝えている¹⁰。1075年夏の時点では、両者は歩み寄りの姿勢を見せていたのである。

転機が訪れたのは、1075年の秋であった。ハインリヒ4世が教皇への使者を送らず、さらにミラノ大司教、フェルモ司教、スポレット司教を相次いで任命したのである。皇帝が和解の姿勢から一転、教皇に対抗する姿勢を明らかにしたのである¹¹。これを受けて教皇は、

⁹ パコー（前掲注2）80-82頁。

¹⁰ フリシュ（前掲注1）96-97頁。

¹¹ 野口（前掲注3）243-244頁。

皇帝に対し非難と警告を含んだ書簡を送った。その内容は、ハインリヒ 4 世が破門された者と交渉を続けていることに対する非難、彼の背信行為と教会法規への違反（特にミラノ大司教の任命）についての非難、フェルモとスポレトの司教任命に対する非難、王が教皇の命令に服すべきであるという主張、教皇の定めた俗人叙任禁令に関する言及、そしてハインリヒ 4 世が悔悛しない場合、彼が廃位されるという警告であった¹²。

この書簡を受けてハインリヒ 4 世は翌年の 1 月 24 日、ヴォルムスに聖俗諸侯を招集し、教皇廃位を決議させた。ドイツ司教が進んで参加したこの会議において、グレゴリウス 7 世は皇帝の世襲的権威を奪い、イタリア王国を離反させ、帝国の司教たちに攻撃を加え、そして神と人の法に反した傲慢極まりない侮辱と最も激しい虐待とで皇帝たちを悩ませたためもはや使徒の座にとどまり得ないとされ、教皇座から降りることを命じられたのである¹³。この決議は、同年 2 月 14 日から開催された、ローマにおける四旬節公会議にて教皇に届けられることとなった。これを聞いた教皇は、同公会議において、破門という対抗策を取るに至ったのである。彼はペトロから授けられた「つなぎ・解く力」¹⁴によって皇帝によるドイツとイタリアの全王国の統治を禁じ、全キリスト教徒の彼に対する宣誓を解除し、そして彼を破門することを宣言したのである¹⁵。

破門された当初、ハインリヒ 4 世は教皇に対する強硬姿勢を崩そうとはしなかった。同年 3 月、彼は自身の支持者であるユトレヒト司教ヴィルヘルムをして教皇を破門せしめようとした。しかしこのヴィルヘルムは、破門宣言の数週間後に命を落としてしまった。ついで皇帝は同年 5 月、ヴォルムスで教会会議を開催しようとした。しかし此度は、ドイツの高位聖職者のほとんどが会議を欠席した。彼らの動揺および皇帝からの離反が広がりつつあったのである。旗色の悪くなった皇帝は諸侯との話し合いを経て、教皇に対して悔悛を行う姿勢に転換した。この間教皇は、皇帝による悔悛さえあれば彼を赦免するという意思を示していた¹⁶。

1077 年 1 月、ハインリヒ 4 世はグレゴリウス 7 世のもとに赴くことを決めた。この決定を聞いた教皇は同盟者である女伯マティルダのカノッサ城に身を避けていたため、皇帝はカノッサ城を訪れ、その前で 3 日間教皇の慈悲を求め哀願を続けた。強い悔悛の情を受け取ったグレゴリウス 7 世は、教皇を皇帝と諸侯との争いの裁定者とする誓約と引換えに、ハインリヒ 4 世への赦免を施したのであった¹⁷。

¹² 同上、244-246 頁。

¹³ 同上、248-249 頁。

¹⁴ 天の国における有罪・無罪を地上において宣言する力のこと。鍵の権能ともいう。「私はあなたに天の国の鍵を与えよう。あなたが地上で結ぶものは天国でも結ばれ、地上で解くものは天上でも解かれる。」（『マタイによる福音書』16 章 19 節他）という言葉に基づく。

¹⁵ フリシュ（前掲注 1）109-111 頁。

¹⁶ 同上、112-118 頁。

¹⁷ 同上、120-122 頁および野口（前掲注 3）274 頁。

かくして二者の争いは終結したように見えたが、ドイツ国内の政情は不安定なものであった。王の赦免を知ったドイツ諸侯が同年3月、シュヴァーベン公ルドルフを王として選出したためである。ハインリヒ4世は教皇に対してルドルフへの反対と自身の擁護を求め、またルドルフは何事にも教皇座の命令にも服するつもりだと言明した。ここにおいて、教皇は皇帝位について裁定を下す必要が生じたのである。教皇は中立的態度を維持し、政争は一時膠着状態に陥った¹⁸。

先に動きを見せたのは、ハインリヒ4世であった。1078年8月にメルヒシュタットで、ついで1080年1月にフラルヒハイムで軍事的勝利を収め、ザクセンに対する優位を確立した彼は、教皇特使の妨害を行ったり自身の意向を教皇に押し付けたりするようになったのである。フラルヒハイムの戦いの後、彼は反教皇派のリーマルをブレーメン大司教に任命すると、彼を使節としてローマに派遣するなど、示威的な行動を繰り返した。これを受けてグレゴリウス7世は同年、ハインリヒ4世に2度目の破門を宣言したのである¹⁹。彼はハインリヒ4世の臣従拒否を受け、1076年のそれと同様に、鍵の権能によって破門と王国の統治の禁止および宣誓解除を告げ、かつルドルフの皇帝位を、ドイツ人たちに選ばれたものとして認めたのであった²⁰。

この決定を受けたハインリヒ4世はまたも強硬な姿勢を見せることとなる。彼はブリクセンにおいて少数のドイツ司教やロンバルディア司教と結び、グレゴリウス7世の罷免およびかつて破門されたラヴェンナ大司教グイベルトゥスをクレメンス3世として教皇位に据えることを決定した。この決定はドイツとロンバルディア以外の地域に影響を及ぼすものではなかったが、同年10月、エルスターにてルドルフが戦死したことにより、彼の国内における影響力は増加の一途をたどった。これに勢いづいたハインリヒ4世は、クレメンス3世を即位させるため、ローマへと軍を進めたのであった。一方でグレゴリウス7世は1081年2月、ハインリヒ4世とグイベルトゥスへの破門を更新しながら、イタリアにおける諸侯との同盟関係を強化し、衝突に備えていた²¹。

1081年5月からハインリヒ4世による進軍は続き、1083年夏、ついにローマの制圧に成功した。教皇はサンタンジェロ城に籠城し降伏を拒んだが、1084年、ハインリヒ4世の主導する大公会議で彼の破門・罷免が決定され、クレメンス3世がモデナとアレッツォの司教によって教皇に叙階されることとなった²²。一方でハインリヒ4世も、教皇の同盟者であったロベルトゥス・グイスカルドゥスに敗北し、それ以上ローマを占領することは叶わ

¹⁸ 同上、126-128頁。

¹⁹ 同上、128-131頁。

²⁰ 同上、131-132頁および野口（前掲注3）286頁。

²¹ 同上、133-137頁。

²² 教皇の叙階は慣例上オステリアの司教枢機卿によって行われるものであり、モデナとアレッツォの司教にこれを行う権限は全くなかった。同上139頁。

なかった。同年、グレゴリウス7世はサレルノに居を移すとともに、ハインリヒ4世とクレメンツ3世への破門を更新した。そしてその翌年、彼は静かに息を引き取ったのであった²³。

(2) 問題の所在

このうち本論文で問題とするのは1076年と1080年になされた2つの破門である。1回目の破門は、グレゴリウス7世が廃位された後に行われたものである。にもかかわらず、彼の破門はハインリヒ4世をキリスト教世界から追放し、王国の支配を不可能にし、臣下たちの宣誓を解除し、最終的に悔悛に導くこととなった。一方で2回目の破門は、彼が教皇位にあるときに行われたものであった。しかしハインリヒ4世はこれに屈することなくローマに入城し、自身の支持者を教皇位に就け、グレゴリウス7世を破門することにまで成功している。

こうした状況の差異がうまれた主要因として、ドイツ国内の政治的状況があったことは疑いない。前者においては彼の臣下が動揺し、また国内の諸侯と対立していたことが悔悛の要因となり、後者においては彼が対抗者に軍事的勝利を収め、またロンバルディアの司教と連携し勢いづいたことが攻勢の要因となったのである。では、この一見歪な差異は、当時どのように捉えられていたのだろうか。当時の知識人はこの事象を、如何なる法を用いて正当化していたのだろうか。

第2章 叙任権闘争以前の廃位と破門

論争文書の具体的な内容に取り掛かる前に、11世紀以前に行われた皇帝による教皇廃位と教皇による皇帝破門の事例を紹介する。以下に示す事例は当時先例と認識されていたためである。中世においては慣習が法から分離されず、それゆえ法的拘束力を有していた²⁴ので、これらの事例は論争の中でも度々引用され影響力を持つこととなった。またそうした事例が発生すると並行して、皇帝と教皇の関係を定める勅令や破門について定める法規も作られており、これらもまた廃位や破門の法的根拠となった。

ここで叙任権闘争以前の事例や法規を示すことで、論争文書でなされた議論の背景情報を共有する。

(1) 世俗権力による教皇廃位

世俗権力による教会への介入は、かつてローマ帝国がキリスト教徒を迫害し、後に一転

²³ 同上、137-143頁。

²⁴ 鷲見誠一『中世政治思想講義 ヨーロッパ文化の原型』（筑摩書房、2024年）92頁。

して支持政策を採るようになったことから始まった。迫害の時代、初期キリスト教会は、皇帝の至上権を原理とする異教の帝国との付き合い方を考えなくてはならなかった。そこで取られた方策は、帝国への服従であった。皇帝もまた神によって建てられたものなので、教会の信徒も世俗権力に服従する義務があるという論理が唱えられたのである²⁵。この段階では、帝国と教会は相容れないものであり、教会が生存戦略として帝国に服従するという形が取られていた。

この関係は、コンスタンティヌス大帝のキリスト教公認、そしてテオドシウス帝のキリスト教国教化によって全く変貌することになった。それまで帝国の至上権者であり崇拝の対象であった皇帝は、教会規律やキリスト教的道德規範に従うひとりのキリスト教徒となったのである。ここにおいて、一方で教会は皇帝を従わせ、他方で皇帝は自身の至上権を教会に及ぼすという複雑な関係が生まれ得る状況が現れた²⁶。そしてこの時代に、最初の皇帝による教皇廃位の事例が発生する。コンスタンティヌス大帝の息子として皇帝位を継いだ、コンスタンティウス2世によるものである。彼は355年、ローマ司教リベリウスを追放し、代わりに助祭フェリクスをその位に就けたのである。もっとも、この皇帝の試みは市民の反対によって失敗に終わっている²⁷。

この後、皇帝が完全に教皇を凌駕し両者の均衡が崩壊するようなことはなかったが²⁸、一方で皇帝はしばしば教皇を自由に任免し、またそこまでいかずとも教皇選挙への干渉を行い²⁹、教皇座への介入を図った。そしてこの慣習は、西ローマ帝国が滅び、イタリアが東ゴート王国の手に渡り、東ローマ帝国により再征服されたときも、その国々の君主によって継続されたのであった。しかし同地がランゴバルト王国に包囲され、次第にその影響が増していくと、俗権の介入は暫く鳴りを潜めることになる³⁰。

では「ローマの保護者」の称号を贈られたピピンおよびその子孫のフランク王国（後に帝国）ではどうか。ここでは、教皇により布告された選挙法に基づいた教皇選挙および選挙結果の王による認証というプロセスが取られていた³¹。この体制がある程度安定していたフランク王国では、皇帝による監督行為はあったが、教皇廃位とまで評価できる事例はなかった。

フランク帝国が分裂し強力な王権が消失すると、教会は有力な保護者を失うこととなる。その結果、教皇座は周辺公国およびローマ貴族の恣にされることとなった。880年代から960

²⁵ パコー（前掲注2）11-12頁。

²⁶ 同上、13頁。

²⁷ 町田実秀「中世における教皇と司教の選挙」『一橋大學研究年報法學研究』1巻（1957年）16頁。

²⁸ パコー（前掲注2）13-14頁。

²⁹ 町田（前掲注27）14頁。

³⁰ 同上、14-20頁。

³¹ 同上、21-27頁。

年代まで、約80年間に24人の教皇が、世俗権力によって擁立されたのである³²。この状況に介入したのが、ドイツ王オットー1世である。ロンバルディア王国の勢力増大を受け、時の教皇ヨハネス12世はオットーに助けを求め、彼はそれに応じた。これにより962年2月、オットーはヨハネス12世から戴冠され、神聖ローマ帝国の初代皇帝となる。

神聖ローマ皇帝による教皇廃位は、彼の治世下で始まった。戴冠時、オットーは教皇に対し、皇帝使節の前で皇帝への忠誠を誓約した後でなければ、叙階式を挙げてはいけない旨を規定している。これに反目したヨハネス12世は、密かにロンバルディア王や東ローマ皇帝との接触を図った。オットーはこれを受けて963年末、ローマで公会議を開催しヨハネス12世を廃位、代わりにレオ8世を教皇とした。このときから11世紀初頭まで、ローマ教皇は皇帝支持者の中から、皇帝の意のままに選ばれることとなった³³。

11世紀初頭、皇帝オットー3世とその支持者であった教皇シルヴェステル2世が相次いで世を去り、次の皇帝ハインリヒ2世がイタリアから手を引くと、教皇位は再びローマ貴族の政争の的となり、数々の教皇の立廃を経て、1045年には3人の教皇が、それぞれ正式な手続きを経て鼎立するほど混乱した状況に陥ることとなった³⁴。

ここで解決に乗り出したのが、皇帝ハインリヒ3世である。彼はストゥリで教会会議を開催し、3人の教皇全員を廃位し、バンベルグのスイトガーをクレメンツ2世として教皇に即位させたのである。またこれ以降、彼はドイツの諸侯や司教に相談したうえ、立て続けにドイツ人教皇を即位させている³⁵。このように、「皇帝」が指す支配者の実情は時代とともに変化しながらも、皇帝による教皇廃位の事例は古代ローマ帝国時代から神聖ローマ帝国時代まで度々行われるものであった。

こうした経過の中で、皇帝の教皇に対する優位を規定するような法がいくつか定められた。神聖ローマ帝国以前でいえば、古代ローマ帝国のホノリウス帝は教皇選挙の要件を定めた立法を行っているし³⁶、フランク帝国のロタール1世は皇帝への忠誠の誓いを皇帝代理の前でなすことを教皇叙階の要件とする勅令を制定している³⁷。また神聖ローマ帝国においては、教皇の選出と統治に関与することのできる規定を含む証書がオットー1世によって発給されている³⁸。これらの法は必ずしも遵守されていたわけではなかったが、皇帝の権威を裏付けうる素材として後世に受け継がれた。こうした法に加え、廃位の事例自体

³² 同上、25頁。

³³ 同上、28-30頁。

³⁴ 同上、30-31頁。

³⁵ 同上、31頁。

³⁶ 同上、14頁。

³⁷ 同上、24頁。

³⁸ この証書では、新たに選出された教皇は叙階に先立ち皇帝の委任者の前で誠実宣誓を立てねばならないこと、また都市ローマに対する裁判上の監督権が皇帝に帰属することが定められていた。三佐川亮宏『オットー大帝：辺境の戦士から「神聖ローマ帝国」樹立者へ』（中央公論新社、2023年）216頁。

が慣習となり蓄積されることで、皇帝による教皇廃位は法的根拠を備えたものになっていたのである。

(2) 教皇による皇帝破門

一方で、教皇による皇帝の破門およびそれに準ずるような事例は、11世紀までに3件起こったとされている。

1つに、聖アンブロシウスによるテオドシウス帝の破門である。390年、ミラノ司教であったアンブロシウスは、報復のためにテッサロニケで多数の無実の人々を虐殺させた罪を犯したかどで、この皇帝を破門している。彼自身はローマ司教ではない。またここにおいて科せられた罰は、同じような罪を犯した全ての公の罪人に科されるものと全く同様のものであり、アンブロシウスに世俗の問題への介入する意志はなかったものと見られる。しかし、この事例は中世期において幾度も世俗権力の破門の実例として援用されることになる³⁹。

2つに、インノケンティウス1世による皇帝アルカディウスの破門である。教皇が皇帝を破門したといえる事件であるが、この事例においても、皇帝に科された罰は統治に関する事項を含むものではなく、教皇は詫状を受けた後、皇帝を教会に復している⁴⁰。

3つに、メロヴィング朝最後の王キルデリックの追放である。741年以来メロヴィング朝フランク王国の宮宰であったピピンは、教皇ザカリアスに、王の称号を帯びるに最もふさわしいものは誰かと問いかけた。それに対しザカリアスは、「王の権力を持つ者こそ王と呼ばれるにふさわしい」と返答した。これを受けて、事実上王国を指導していたピピンは大義名分を得、王キルデリックを追放し、カロリング朝の王として戴冠されたのである⁴¹。もっともこの事例は、教皇がピピンを王として追認したものに過ぎず、破門を伴ったものでもない⁴²。

これらの事例は、教皇グレゴリウス7世のメッツ司教ヘルマン⁴³宛第2書簡において、教皇による破門の先例として用いられた⁴⁴。教皇による皇帝の破門は歴史的な根拠に基づくものであるとして、持論を補強するためである。しかし、上記事例のいずれとも異なり、グレゴリウス7世による破門は、教会からの追放のみならず、皇帝の廃位および彼に対す

³⁹ バコー（前掲注2）14-15頁。

⁴⁰ 野口（前掲注3）313頁。

⁴¹ バコー（前掲注2）38頁。

⁴² 野口（前掲注3）313頁。

⁴³ この人物は当初ドイツ司教団の一員でハインリヒ4世の支持者であったが、1076年の破門を受け彼から離反した人物である。彼がグレゴリウス7世から受け取った2つの書簡は、闘争における教皇の見解を宣言する重要な史料となっている。フリシュ（前掲注1）111、115頁。

⁴⁴ バコー（前掲注2）113頁。

る忠誠宣誓の解除をも制裁として科すものであった⁴⁵。この点で、グレゴリウス7世による破門は前例とは異なる特質を持つものであったことに注意しなくてはならない。

(3) 11世紀ヨーロッパにおける破門

では、11世紀に至るまで、破門はどのように形成されてきたのか。破門の起源は初期教会の時点にまで遡る。具体的には、『マタイによる福音書』18章15節から18節においてキリストが命じた、友愛矯正に反する罪人の教会からの追放と、旧約聖書から新約聖書に引き継がれたアナテマ⁴⁶が基盤となったとされる。これらはもともと別の概念であったが次第に同一視されるようになり、やがて破門 (excommunicatio) という一つの制度に収斂したのである⁴⁷。

破門は当初、贖罪と密接にかかわる形でその形式を整えていった。3世紀には、「贖罪は破門を解除してもらうための手段」という関係が成立していた。またこの2つは「つなぎ、解く力」、すなわち鍵の権能と関係づけられていた。『マタイによる福音書』18章18節において、既にその関係が示されている。中世初期には、破門は罪人をつなぐ力であり、贖罪は罪人を罪から解く力であると理解された。この鍵の権能はキリストがペトロおよび他の使徒に授けたものであり、聖職者はこれを自身たちも引き継いでいるものと主張した。これにより、全ての聖職者が破門と贖罪を科すことのできる余地が生まれたのである⁴⁸。

また古代から中世初期にかけての期間は、被破門者の法的権利の喪失が確立されていった時期でもあった。381年、テオドシウス帝治世下で行われたコンスタンティノーブル公会議において、被破門者や異端者、刑事的罪に問われている人は、固有の訴え (propria querela) ⁴⁹以外の理由で司教を告訴できないことが定められた。また393年のカルタゴ公会議においては、犯罪の嫌疑がかかる者 (culpabiles) が、固有の事件および非教会的事件を除き、教会裁判所で原告になることができないことが定められた。さらに419年のカルタゴ公会議では、固有の事件を除き、被破門者、破廉恥の制裁を受けた者 (infames) ⁵⁰、

⁴⁵ 野口 (前掲注3) 257頁。

⁴⁶ アナテマは当初、肉体的死に繋がる呪いの言葉を指すものであった。例えば『使徒言行録』5章1-10節において、土地の代金を誤魔化して売却した夫婦のアナニアとサツピラに対してペトロが向け、彼らを死に至らしめた言葉がこれにあたる。Peter Clarke, Excommunication and Interdict, in: Anders Winroth and John Wei (eds.), The Cambridge History of Medieval Canon Law, Cambridge 2022, p. 551

⁴⁷ Ibid., p. 550-551.

⁴⁸ Ibid., p. 552-553.

⁴⁹ 自分自身が受けた不法行為についての訴えを指す。381年でのコンスタンティノーブル公会議では、被破門者はこれ以外の理由によって司教を訴えられないことが定められた。これは怪しい告発者から司教を保護することが目的であった。Elisabeth Vodola, Excommunication in the Middle Ages, Berkeley/Los Angeles/London 1986, p. 73.

⁵⁰ 破廉恥 (infamia) はローマ法由来の観念である。個人的な評判の悪化にとどまらず、一定の行為無能力状態にも繋がるものとされている。Adolf Berger, Art. Infamia, in: Encyclopedic Dictionary of

異端者、異教徒、ユダヤ教徒、その他犯罪に関する法で告訴が禁じられている者が教会に訴えを起こすことを禁じる旨宣言された⁵¹。これら一連の規定は教会を世俗の者から守るため、ローマ皇帝によって支持されたものであった⁵²。

被破門者の法的権利喪失は司教やその他の聖職者の保護を目的としたものだったが、時代を経ると異なる目的が主眼に置かれるようになる。すなわち、聖権の俗権に対する優越を主張することである。7世紀初頭に編纂された『古ガリア法令集』(Vetus Gallica)では、聖職者を訴えようとするいかなる俗人も、所属する管区の司教から認可を受けなくてはならないことが定められている⁵³。また9世紀中頃に編纂された『偽イシドールス教令集』内の教皇令は、全ての破門は破廉恥刑であり、それゆえ世俗の罰をカノン法に調和させるものであるという認識を示した⁵⁴。これらの規定により、聖職者が俗権に対する優位を主張する手段としての破門を行うことが可能になったのである。

このように、破門についての規定は聖職者保護、次いで聖職者の俗権に対する優位主張を目的として聖書や公会議決議、教皇令に基づいて立法され、『偽イシドールス教令集』をはじめとしたカノン法令集に掲載されていた。11世紀における破門は、このような法的根拠を持つ制度として形をなしつつあり⁵⁵、教皇による俗権への破門を正当化しうるものになっていった。

第3章 論争文書 (Libelli de lite) における論争

前章で述べた通り、古代から11世紀に至るまで、皇帝による教皇廃位と教皇による皇帝破門の法的枠組みは徐々に形成された。ハインリヒ4世とグレゴリウス7世の対立は、そのような状況下で両者が競合する事例として発生したものであった。ではこの事例について、当時の知識人たちは如何なる法的議論を行い、自身の支持する立場を正当化したのか。そのありようを、二者間で熾烈な闘争が展開された時期に著された論争文書から検討していく。具体的には、『ザルツブルク大司教ゲーブハルトの書簡』、『ゲーブハルトに与える書』、『トリーアの教師ヴェンリヒの書簡』、『ハインリヒ4世弁護論』の4つを取り扱う。論争文書は教会改革が目指され始めた1046年頃からヴォルムス協約による闘争の終結が訪れる

Roman Law, Philadelphia 1953, p. 500.

⁵¹ Vodola (supra n. 49), p. 74-75.

⁵² Ibid., p. 73.

⁵³ Ibid., p. 75.

⁵⁴ Ibid., p. 76.

⁵⁵ なお、破門についての法的議論が成熟するのは12世紀以降のことである。そのため11世紀時点では、破門と禁止制裁 (interdictum、聖餐式やその他の儀式への参加を禁止するが、教会からの追放は行わない) の明確な区別やカノン法的手続の整理は十分に行われていない。このことについて、Clarke (supra n. 46), p. 551, 556.

12世紀初頭に至るまで、大小併せて70件程度著されたが、その中で皇帝と教皇の関係が悪化した1075年からグレゴリウス7世が逝去する1085年までに著されたものが、この4作である。そのため本論文ではこれらに焦点を当てることとした。

(1) 『ザルツブルク大司教ゲープハルトの書簡』と『ゲープハルトに与える書』

本項では、教皇を支持する立場から書かれた論争文書について検討を行う。当該時期に教皇支持の立場から論争文書を著したのは、ザルツブルク大司教ゲープハルトとラウテンバッハのマネゴルトである。

ザルツブルク大司教ゲープハルト(1010-1088年)は、グレゴリウス7世を支持する立場のもと、スエビ人やサクソン人への布教を行いながら、教皇権の向上やハインリヒ4世支持者との協調に努めた人物であった⁵⁶。そして『ザルツブルク大司教ゲープハルトの書簡』は、彼がメッツ司教ヘルマンに向けて、1081年頃に書き送った書簡である。

ラウテンバッハのマネゴルト(1030-1103年)もまた、グレゴリウス7世の思想に共感し、彼を支持するテキストを世に送り出した人物であった。『ヴォルヘルムスに対する書』は敵対者であるケルンのヴォルヘルムに反駁するため、『ゲープハルトに与える書』は先述したゲープハルトに捧げるために、1084年頃に彼が著した論文である。

彼らの目的はグレゴリウス7世の支持にあるという点で共通しており、根拠となっている著作も、11世紀までに編纂された諸教令集に基づいた、聖書や公会議決議、歴代教皇の文章など、パコーの指摘するグレゴリウスの教説の源泉と一致するものである⁵⁷。そしてこの2人によって書かれた著作には、教皇による破門に関する記述が数多く存在している。ゲープハルトの書簡の第8節から第23節はグレゴリウス7世の破門が正当になされたことを説くものであるし、『ゲープハルトに与える書』においても、第38節をはじめ、多くの節で破門についての言及がなされている。ではここにおいて、教皇による皇帝破門はどのようにして正当化されていたのか。

ゲープハルトは自著の第9節において「もし破門判決について異議が生じた場合、教会法に基づく審議によって両当事者の主張が慎重に審査されるべきであり、その限りにおいて破門宣告者の判決は立証されるか、または修正されるべきである」⁵⁸と述べる一方、第10節において「もしある者が不当に破門されたと単に言葉だけで主張するならば、破門宣

⁵⁶ Libelli de lite imperatorum et pontificum (Ldl), I (ed. Ernst Dümmler, Lothar von Heinemann, Friedrich Thaner et al., MGH, Libelli de lite imperatorum et pontificum saeculis XI. et XII. conscripti, Hannover 1891), p. 261.

⁵⁷ パコー(前掲注2)109-114頁。

⁵⁸ Ldl., I, p. 267: “si quando de sententia excommunicationis contradictione oboriretur, canonicis discussionibus utriusque partis diligens examinatio fieret, et sic excommunicatoris sententia aut probaretur aut emendaretur.”

告者の判決はただちに無効と判断されるべきとの考えを我々は採用しない」⁵⁹と記述している。またマネゴルトは『ゲープハルトに与える書』第46節を「正当であれ不当であれ破門された者はすべて、公の審理が行われるまで等しく避けられるべきである」(Quod omnis sive iuste sive iniuste excommunicates usque ad publicam audientiam equaliter sit vitandus)と題し、被破門者との交流をやめない不屈き者を非難しながら⁶⁰、歴任教皇の文章や公会議決議を引用して自説の補強を行っている⁶¹。これらの記述から、彼らがグレゴリウス7世を擁護するにあたって注力したのは、教皇による破門判決自体が正当であったと説得することではなく、判決はその正当性の有無を問わず一旦は有効なものであり、それに伴って発生する交流禁止の効果もまた有効なものであると主張することであったということが読み取れる。彼らの議論の中核は判決自体の正当性・不当性ではなく、破門判決を下された者との交流禁止にあり、その観点から皇帝は教会からの追放および支持者との接触禁止に服さなくてはならないと説明されたのである。

両者のグレゴリウス7世とその破門についての見方はこのようなものであったが、ハインリヒ4世についてはどうか。両者ともにハインリヒ4世に対して敵対的な姿勢であることに違いはない。しかし、その批判の対象については、差異が見受けられる。ゲープハルトは自著33節以降、たびたび「ヴォルムスに集ったとき」(cum... Wormatiae confluxisset)や「ヴォルムスで行われた会議に参加した」(conventui Wormatiae habito intererant)といった語を用い、これを批判している⁶²。つまり、彼にとっての批判は、ヴォルムス教会会議＝教皇廃位の宣言に焦点を当てたものであった。一方でマネゴルトは『ゲープハルトに与える書』30節を「王は本性の名称ではなく、職務の名称であるということ」(Quod rex non sit nomen nature, sed vocabulum officii)と、また41節を「ハインリヒ派のために祈るべきではないということ」(Quod pro Heinricianis non sit orandum)と題し、これに基づいて議論を展開している⁶³。これは個別の事件に対する批判を超え、ハインリヒ4世による叙階やそれを受けた者、また王自身の聖性に対する批判をも行うものであった。これらのことから、ハインリヒ4世に対する批判のアプローチについて、教皇廃位に対するものと王自身やその支持者の一般的性質に対するものという相違が見られる。これは、ゲ

⁵⁹ Ldl., I, p. 267: “non adicientes ... ut, si quis excommunicates injuste se excommunicatum nudis tantum verbis asserit, excommunicatoris sententia protinus irrita iudicetur.”

⁶⁰ 破門の効果の一つに、「伝染」(contagio)がある。これは被破門者と交流した者にも破門が科せられるというものである。グレゴリウス7世は、ハインリヒ4世の犯した罪の一つとして破門された人々との交わりを挙げているが、これは「伝染」を念頭に置いたものであったと考えられる。Clarke (supra n. 46), p. 554およびフリッシュ (前掲注1) 110頁。

⁶¹ Ldl., I, p. 390-391. マネゴルトは続く文章で大グレゴリウスやウルバヌス1世の教皇令に言及し、自説の論拠としている。

⁶² Ldl., I, p. 278-279.

⁶³ Ldl., I, p. 365-366, p. 381-383.

ープハルトとマネゴルトがそれぞれの著作を著した時系列を踏まえると、批判の対象が拡大していったと捉えることも可能である。

(2) 『トリーアの教師ヴェンリヒの書簡』および『ハインリヒ 4 世弁護論』

前項とは逆に、本項では皇帝を支持する立場から書かれた論争文書について検討する。当該時期に皇帝支持の立場から論争文書を著した人物として、トリーアの教師ヴェンリヒとペトルス・クラッススが挙げられる。

ヴェンリヒ（+1090年頃）はトリーアの聖堂付き教授として神学を教えていたが、1080年頃、グレゴリウス 7 世に、ヴェルダン司教テオドリックの名前を借りて書簡を著した⁶⁴。この書簡こそ、1080年代以降各地で次々と著される論争文書の先駆けであり、本項で検討する文書でもある。

ペトルス・クラッスス（生没年不詳）はラヴェンナの法学者である。東ローマ帝国による支配の名残を持ち、神聖ローマ皇帝との関係も深い都市ラヴェンナで学んだ彼は、その地の法学校で教授されていたローマ法について習熟し、その学識を皇帝支持のために用いた。彼が1081年から85年の間に著した著作が、『ハインリヒ 4 世弁護論』である。

これらの論争文書において、教皇による破門はどのようなものとして扱われていたのか。ヴェンリヒの書簡に関しては、第 5 節に記されている次の文がそれを簡潔に表している。「さらに、個人的な感情や私的な復讐のために宣告される破門が、罪の宣告としての効力を持つべきことは、聖書も証言しておらず、理性もまた認めない」⁶⁵。

ここにおいて彼は、聖書の記述や理性の観点から、罪の宣告としての破門の有効性は、宣告者の内心によって決まることを唱えている。彼にとってグレゴリウス 7 世による破門は、教会会議での廃位宣言や教皇への反抗的態度を受けて生じた個人的な復讐心によって宣告されたものであり、それゆえに無効な判決だったのである。

一方ペトルス・クラッススは、異なる理由から教皇の破門を批判した。それを表すのが、『ハインリヒ 4 世弁護論』に記された以下の文章である。「しかしこの修道士（＝グレゴリウス 7 世）がこれほどの残酷さのため、父と呼ばれることは決してできないことは明らかである。というのも彼は以前から既に、ハインリヒ王を法の寛大さによってでも父らしいやり方によってでもなく、むしろ法に反して破門し、アナテマを宣告し、あらゆる策略によって彼の王国に陰謀を巡らし、人間の本性に反する方法で彼の死を企てることで、彼を〔王の地位から〕引き離したのである」⁶⁶。

⁶⁴ フリッシュ（前掲注 1）146頁。

⁶⁵ Ldl., I, p. 291: “Porro ut excommunicationes, quae propter privatos motus et domesticas intentantur iniurias, damationis vim optineant, nec scriptura testator, nec ratio recipit.”

⁶⁶ Ldl., I, p. 441: “Sed manifestum est, quia hic monachus in tante crudelitate pater appellari nullatenus potest. Iam enim pridem H[enricum] regem non in legum benignitate, non paterno more,

すなわち、教皇による王の破門は、法や父祖の慣習に従わず、それに逆らって王位を篡奪する行為であると捉え、これを批判しているのである。また彼は続けて、ユスティニアヌス帝の『法学提要』第4巻第18章第6法文の一部を引用し、この論を補強している⁶⁷。この法文は近親殺に関するもので、尊属親または卑属親を殺害した者は、革袋の刑という特別刑に処されることが定められている⁶⁸。ここでは皇帝と教皇の関係を息子と父の関係に見立てた上で、教皇による皇帝破門を父による息子の殺害とみなし、そのような行為を行った教皇にはこの刑罰を適用するのが適当であるという主張がなされているのである。

では、皇帝による教皇廃位についてはどう捉えられていたのか。ヴェンリヒについては、「主に従え」（『ペテロの第1の手紙』2章13節）や「神を恐れ、王を尊べ」（同書2章17節）といった聖書の記述から王の無制限の絶対権を認めていたことが、野口によって示されている⁶⁹。これに則れば、皇帝による教皇廃位もまた、王の絶対権のひとつとして理解することができる。

ペトルス・クラッススもまた王の絶対権を認めていたが、その根拠となる法文は別のところにある。彼は自著内で「しかし他方で、この羊飼い〔教皇〕が、ユーリア法とプラウチア法を軽視して、不法に占拠したと噂されるその尊敬すべき聖座を保持している」とし、グレゴリウス7世を批判している⁷⁰。ここで触れられるユーリア法とプラウチア法は、ある物が強奪されたものである場合、その使用取得を禁止することを定めたローマ法である⁷¹。すなわち、彼は皇帝位、教皇位を所有物とみなし、その排他性の観点からこれを説明したのである。

(3) 論争から見る叙任権闘争前期

これらの主張を踏まえ、第1章で述べた1076年の破門と1080年の破門の差異はどのように説明できるか。1度目の破門は、廃位された教皇によるものであった。したがってその破門の正当性も、必ずしも無条件に認められるものではない。しかし前記教皇支持者の説に則れば、この破門の正当性は問題ではなくなる。グレゴリウス7世による破門判決が下された時点で、被破門者であるハインリヒ4世は他者との交流を禁じられるのである。教会からの追放もまた有効なものとされ、それゆえにハインリヒ4世は悔悛せざるを得ない状況に陥ったといえる。一方2度目の破門は、教皇位に復したグレゴリウス7世によるも

sed contra leges excommunicando, anathematizando, regno ejus in omni dolo insidias faciendo, ipsi mortem contra humanae naturae modum parando emancipavit."

⁶⁷ Ldl., I, p. 441.

⁶⁸ 矢田一男訳『ユスティニアヌス帝法学撮要』（巖波堂、1939年）308-309頁。

⁶⁹ 野口（前掲注3）301頁。

⁷⁰ Ldl., I, p. 435: "at vero idem pastor eandem venerabilem sedem, quam iniuria obtinuisse fertur, Iulia et Plautia lege contempta"

⁷¹ Berger (supra n. 50), p. 555.

のであったが、ハインリヒ 4 世を屈服させることは叶わなかった。これは、王の絶対権を唱えた皇帝派の理論が優先された事例だと理解できる。第 2 章で述べたように、皇帝の教皇廢位事例は教皇による皇帝破門事例に比べ豊富な先例を有するものだった。ハインリヒ 4 世が教皇グレゴリウス 7 世に優越したのは、当時からすればむしろ先例に則した事例だったのである。そしてその先例および 1080 年の事例を一貫して認める根拠として、少なく見積もってもオットー大帝以来相続されてきた王の絶対権という観念があったのである。聖権と俗権の棲み分けが行われていない当時、皇帝は依然教皇に対し優位に立ちえたのであった。

結論

以上を踏まえ、皇帝による教皇廢位と教皇による皇帝破門がどのような行為として捉えられていたのか、そしてこれらの行為はどのような法的根拠から正当化されていたのかをまとめると、以下のように説明できる。

まず皇帝による教皇の廢位について、教皇支持者たちはその行為を批判するが、その批判は、ヴォルムス教会会議における教皇廢位宣言、またさらに一般化した「皇帝の権威」という異なる対象に向けられたものであった。他方皇帝支持者たちは、「王権の絶対性」を観念し、その具体的な効果として教皇廢位も可能であると唱えた。そしてその根拠として、教会法規は勿論、中にはローマ法を参照した者もいたのであった。

次に教皇による皇帝の破門について、教皇支持者たちはこれを有効なものとし、みなしている。そこでは破門の正当性・不当性にかかわらず、破門判決が下された時点で、被破門者との交流禁止が有効になるという理論が展開された。一方皇帝支持者たちは、グレゴリウス 7 世による破門は私的な復讐心に基づくものであるという指摘や陰謀によって王国を奪おうとしているという指摘を行ったうえで、その破門の不当性、そして無効性を主張したのであった。叙任権闘争前期に起こった 2 つの破門事例は、廢位された教皇による破門の成功と復位した教皇による破門の失敗という一見歪な差異を見せているが、こうした記述から当時の論者たちが如何に皇帝による教皇廢位と教皇の皇帝破門を捉えていたかを鑑みればこの差異についても説明可能となる。これについては、第 3 章 (3) で述べたとおりである。

これらの法的根拠の多くは、聖書や公会議決議、教皇の文書などであり、それら多くは皇帝支持者にも教皇支持者にも共有されるものであった。ただし論者の中にはローマ法を用いるものもいた。彼らは原則として教会の法規を、ときには必ずしもそれに該当しない自信の知る法文献を、自身の主張の優位を裏付ける素材として用いたのである。